

裏面白紙

甲 第三四號

起 昭和三十一年二月九日
決定 昭和 年 月 日
施行 昭和 年 月 日

了

昭和二十二年總理廳令第二十三号「不動産の登記の
届託に關し官更指定の件」の一部を改正する總理廳
令を左案のとおり公布することと致しをい。

總理廳令案

別紙のとおり

會計課長上申

会送第二〇〇号

昭和二十三年 月 日

内閣総理大臣 片山 哲 殿

総理廳官房會計課長 岩永 賢

不動産の登記の囑託に關し官吏指定の件の一部を左案の通り改正方願いたく上申いたします

總理廳令第 十二 号

昭和二十二年總理廳令第二十三号不動産の登記の囑託に關し官吏指定の件の一部を次のように改める

昭和二十三年二月十三日

内閣総理大臣

「第二復員局経理部長」を削り「戦災復興院総裁官房會計課長

- 戦災復興院建築局管轄課長
- 戦災復興院総裁官房技術研究所長
- 戦災復興院特別建設出張所長
- 戦災復興院東京建築出張所長
- 戦災復興院大阪建築出張所長
- 戦災復興院兵庫建築出張所長
- 戦災復興院愛知建築出張所長
- 戦災復興院神奈川建築出張所長
- 戦災復興院福岡建築出張所長
- 戦災復興院北海道建築出張所長

- 建設院総裁官房會計課長
- 建設院特別建設局管轄部 長
- 建設院第二技術研究所長
- 建設院特別建設出張所長
- 建設院東京建築出張所長
- 建設院大阪建築出張所長
- 建設院兵庫建築出張所長
- 建設院愛知建築出張所長
- 建設院神奈川建築出張所長

建設院福岡建築出張所長
建設院北海道建築出張所長
長の次に左のとおりに加える。

内事局長官

警視総監

地理調査局長

建設院第一技術研究所長

建設院地方建設局長

中央警察学校長

地方警察学校長

都道府縣知事

附 則

この命令は公布の日から施行する。
昭和三十三年一月一日から適用する。

裏面白紙

参考一

総理廳令第二十三号

不動産の登記の嘱託に關し、官吏指定の件を次のように
定める。

昭和二十三年十一月十八日

内閣総理大臣 片山 哲

明治三十五年勅令第五号の規定により総理廳所管の不
動産の登記の嘱託に於て左の官吏を指定する。

内蔵頭

総理廳官房會計課長

総理廳思給局長

賞勳局總裁

浮屠情報局総務課長

戦災復興院總裁官房會計課長

内閣

戰災復興院建築局管理課長
 戰災復興院總裁官房技術研究所長
 戰災復興院特別建設出張所長
 第二復員局經理部長
 物價廳次長
 地方物價事務局局長
 經濟安定本部總務長官
 地方經濟安定局長
 戰災復興院東京建築出張所長
 同大阪建築出張所長
 同兵庫建築出張所長
 同愛知建築出張所長
 同神奈川建築出張所長
 同福岡建築出張所長

内閣

日本標準規格書(十行用紙)

168

裏面白紙

同北海道建築出張所長
統計委員合事務局長
公正取引委員合事務局長

内
閣

日本標準規格 B5 (十欄行罫)

169

裏
面
白
紙